

## 稚内空港供用規程

空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十二条第一項の規定に基づき、稚内空港供用規程を次のとおり定める。

### （運用時間等）

第一条 稚内空港の運用時間 10時間（08：30～18：30）とする。但し、空港の施設の工事又は地震災害等の緊急事態等のため必要と認める場合にあっては、空港の運用時間を変更することがある。

2 稚内空港機能施設事業等の営業時間及び駐車場の営業時間については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

### （稚内空港の概要）

第二条 滑走路の本数（長さ×幅）

滑走路 1本 2, 200m×45m

2 単車輪荷重

30t

3 エプロン 4バース（中型航空機用2バース、小型航空機用2バース）

4 ILS施設の有無、数、運用カテゴリ

1式、カテゴリI精密進入灯火（滑走路－08側）

### （稚内空港が提供するサービスの内容に関する情報）

第三条 次に掲げる稚内空港が提供するサービスの内容に関する情報については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

一 総合案内所、観光情報センターその他の稚内空港が提供するサービスに係る施設に関する情報

二 空港管理者等の氏名、住所及び連絡先その他の稚内空港に関する情報

三 前二号に掲げるもののほか、稚内空港が提供するサービスの内容に関する情報

### （サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項）

第四条 空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、次に掲げるもののほか、空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）の定めるところによる。

一 正当な理由がなく、刃物、棒、小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下同じ。）その他の使用方法により他者に危害を加える又は混乱を招くおそれのある物を持ち込んで서는ならない。

二 空港事務所長の承認を受けずに小型無人機を飛行させてはならない。

### 附 則

この稚内空港供用規程は、令和2年6月15日から施行する。

## 稚内空港が提供するサービスに関する情報

### 1. 空港が提供するサービスに係る施設

- (1) 総合案内所
  - 有（ターミナルビル1階（初便～最終便まで））
  - HPアドレス <https://www.wkj-airport.jp/>
- (2) 観光情報センター
  - 有（ターミナルビル1階）
- (3) インターネット環境
  - Wi-Fi無線LANサービス 有（無料 ターミナルビル全館）
  - インターネットに接続されたPC 有（無料 ターミナルビル2階）
  - <https://www.wkj-airport.jp/>
- (4) コインロッカー
  - 有（ターミナルビル1階）
- (5) 車椅子等の貸し出し所
  - 有（ターミナルビル1階（ANAカウンター））
- (6) 授乳室
  - 有（ターミナルビル2階）
- (7) レンタカー案内所
  - 有（ターミナルビル1階）
- (8) 飲食店・物販店
  - 有（ターミナルビル2階）
  - <https://www.wkj-airport.jp/>
- (9) 喫煙所
  - 有（ターミナルビル1階・2階）
- (10) 展望デッキ
  - 有（ターミナルビル3階（屋上））

### 2. 空港の情報

- (1) 空港管理者の氏名、住所及び連絡先
  - 国土交通省東京航空局稚内空港事務所
  - 北海道稚内市大字声問村字声問6744番地
  - 電話 0162-27-2727
- (2) 空港機能施設事業者の氏名、住所及び連絡先
  - 旅客取扱施設：稚内空港ビル株式会社
  - 代表取締役社長 田所 昌弘
  - 北海道稚内市大字声問村字声問6744番地
  - 電話 0162-27-2111
  - <https://www.wkj-airport.jp/>
- (3) 駐車場管理者の氏名、住所及び連絡先
  - 空港管理者に同じ

- (4) 乗入れ航空会社  
全日本空輸株式会社
- (5) 路線・ダイヤ（又は、これらの情報へのアクセス方法）  
全日本空輸株式会社 <https://www.ana.co.jp/>  
稚内空港ビル株式会社 <https://www.wkj-airport.jp/>
- (6) 給油施設が提供する燃料の種類  
J E T A - 1
- (7) 着陸料等  
詳細については、「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号）」及び「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成二十九年国土交通省告示第二百五十九号）」を参照するものとする。
- (8) 旅客取扱施設利用料  
無
- (9) 空港アクセス  
J R 稚内駅よりバスで約 3 0 分
- (10) 駐車場  
位 置：ターミナルビル南側  
収容台数：1 9 0 台  
(一般車 1 7 7 台、大型車 9 台、身障者用 4 台)
- (11) 送迎場所の位置  
ターミナルビル正面入口前
- (12) 空港マップ  
稚内空港ビル株式会社 <https://www.wkj-airport.jp/>
- (13) バリアフリー情報  
ターミナルビルは、既に段差の解消、視覚障害者誘導用ブロック及び障害者対応型便所設置等の移動円滑化を図っている。今後についても、「高齢者、障害者等の移動円滑化の促進に関する法律」及び「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」等に基づき適宜移動しやすい経路、わかりやすい誘導案内設備及び使いやすい施設・設備の整備に努める。
- (14) 利用者の意向を反映する仕組み  
ターミナルビル館内 2 か所に「お客様の声(顧客満足度調査)」(投書箱)を設置し、その投書内容については、当社役職員及び航空会社その他テナント(関係機関)にて情報を共有し、利用者の意向の反映に努める。

### 3. 空港の運用時間

- (1) 空港機能施設事業者等の営業時間  
空港機能施設事業者等の営業時間は以下に掲げるものとする。
  - ・旅客取扱施設 稚内空港ビル株式会社 0 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
- (2) 駐車場の運用時間  
駐車場の運用時間は以下に掲げるものとする。  
0 6 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0